

社会福祉法人サンライフ/サン・ビジョン

社会貢献事業推進委員会だより

第7号



## 社会貢献事業について…随想①

「早くも腰砕け！ 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」

理事長 堤 修三

SLSV(サンライフ/サン・ビジョン)では、社会貢献支援室を設け、社会貢献事業として生活困窮者支援事業や就労支援事業に取り組んでいます。社会福祉法においても前回の改正で「地域における公益的な取組」についての努力義務が規定され、いわゆる社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉事業のほか「地域における公益的取組」を含む公益事業の実施に充てる仕組み（社会福祉充実計画）が設けられたことはご存じのとおりです。さて、全国でどれくらいの社会福祉法人において社会福祉充実残額が発生し、社会福祉充実計画を策定したのでしょうか。厚生労働省がこの2月18日に審議会に提出した資料によると、社会福祉充実残額があった法人は全体の12%、その半数以上は収益規模が1～5億の小規模法人でした。そのうち、地域公益事業を行うのは僅か3%、他の大部分は既存施設の整備など現に行っている社会福祉事業に充てるという計画だったようです。どうやら、社会福祉充実残額を出した法人は超が付くほど生真面目な法人だったと見るべきでしょう。努力義務化された「地域における公益的取組」を実施しているのは、法改正前から取り組んできたSLSVのような法人だけであり、多くの法人では社会福祉充実残額が出なかったことをもって「地域における公益的取組」を実施しないことの言い訳ができたということではないでしょうか。厚労省もヘンな法改正をしたものです。

そのような結果を気にしたのかどうか分かりませんが、“解釈を明確化”すると称して本年1月23日付で、既存の通知が廃止され、新たに社会・援護局福祉基盤課長から「社会福祉法人による『地域における公益的取組』の推進について」という通知が出されました。“解釈が明確化”されたのは、「地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、…（地域における公益的取組）の要件に該当する」とのことです。「地域における公益的取組」は「無料又は低額な料金」で実施するものですが、「これは、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す」とされています。そもそも、ここで「地域における公益的取組」の要件に該当するとされた環境美化活動や防犯活動などは、対象者（環境美化によって利益を受ける者や犯罪が起こらないことで利益を受ける者？）から本来、誰かが料金を徴収して行うものでしょうか。ゴミ屋敷清掃業者やセキュリティサービス業者なら、それに当てはまるでしょうが、わざわざそんなサービスを無料又は低額で行う社会福祉法人があるとは思えません。通知では、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めるとか、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくと言ったことが強調されていますので、ここでいう環境美化活動や防犯活動は一般の地域住民が担うものを指していると思われるべきでしょう。とすれば、そのような活動に関しては対象者からの費用の徴収などはあり得ませんから、「地域における公益的取組」が「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるという前提自体が崩壊してしまっているのです。前回の社会福祉法改正は、社会福祉法人に対する社会的信頼を回復するため、公益性とガバナンスの強化を図ったものですが、それにより税制優遇を維持したいというねらいもありました。しかし、いったん税制優遇の維持が決まった後は、公益性強化のシンボルだった「地域における公益的取組」もあっさり骨抜きになってしまったようです。

…次号に続く…

## ★社会貢献事業推進員のつづやき①★ 平成 30 年度の社会貢献事業について思うこと

### 名古屋エリア 社会貢献事業推進員 岩田

社会貢献事業推進員として、日々勉強させていただいています。

就労支援をもっと上手に活用することが出来ないかとおもっています。システムとして確立し、少しでもいろいろな人が楽になれるような方法はないかと思っているのですが、個々のケースで四苦八苦し、一喜一憂する段階です。

ケースを積み重ねることで少しずつでも前に進むことが出来るようにしていきたいと思います。

### 長野エリア 社会貢献事業推進員 鎌倉

「ケアマネさんがこうやって来てくれるだけで幸せだ」

生活保護を受け、金銭管理も支援を受けていたが、部屋は糞尿で汚れ長年染み付いたタバコの匂いで充満していた。楽しみは演歌を聴くこと。しかし長年聞き続けたカセットテープは伸びきって「この歌が好きだ」と聞かせてくれた物は歌の原型を留めていなかった。好きな食べ物はお稲荷さんやおはぎ…、お弁当の他にそれらの配達を頼んでは支援員に怒られた。

今年初めに彼は自宅で亡くなられているのが発見された。

価値観は人それぞれで、決してそれが押し付けにはならないし、人の人生を評価すること自体間違っているかもしれないが、果たして彼は満足のいく人生を送れたのだろうか。その答えは彼自身にしかわからない、否、彼自身にもわからないかもしれない。

社会貢献事業としては彼に関わる事が出来なかったかもしれないが、どんな支援になろうとも、人に寄り添い思い続ける事がソーシャルワークであり、そのツールとして、当法人の社会貢献事業が存在している。その人が苦悩していればそれに寄り添える事業・推進員として、より発展していけるようこれからも尽力していきたい。

### 岐阜エリア 社会貢献事業推進員 富田

委員会が発足し 4 年目を迎え相談支援事業は実施エリア拡大の準備に入ります。新しい地域で社会貢献事業を実施できることは委員会として大いなる前進です。CSWの早い対応と経済的援助という強みを活かした活動実績もあり、新たな地域でCSWの始動が円滑に行えるよう進めていきたいと思います。

また、就労支援事業においては、事例検討するたび調整の難しさを感じています。双方向にサポートの必要性があると課題も見えてきました、対象者の自立と社会参加の支援を引き続き委員会で検討していきたいと思います。

### 江南エリア 社会貢献事業推進員 亀山

当初は何の知識もない中で、漠然と「法人が社会貢献に取り組んでいるんだな」と、深く考えず委員会に参加していました。ですが、参加するにつれ生活困窮者支援事業に興味を持ち、事例を検討すればするほど、正解のない中、適切であったのかどうか考えさせられることが多く、取り組みの難しいことではあるものの、実際に関わり、支援したいという意識が強くなっています。平成 30 年度、ついに江南エリアでも生活困窮者相談支援事業に取り掛かります。行政や社会福祉協議会と協力できる体制を構築し、エリアでの活動が上手くいくよう全力で取り組みたいと考えています。

\*春日井エリア 安田推進員のつづやきは次号で掲載します。

